

## 議員提出議案第3号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月16日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	原田洋
	同	室伏友三
	同	村瀬公大
	同	長谷川俊子
	同	室伏重孝
	同	内藤陽子

#### (提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議員の報酬に関する規定が整備されたことにより、関係する条例を整理するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(湯河原町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 湯河原町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条、第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）及び第5条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表中「報酬年額」を「議員報酬年額」に改める。

(湯河原町議会基本条例の一部改正)

第2条 湯河原町議会基本条例（平成18年湯河原町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し及び同条第1項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。